

## 今治市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 29 年 5 月 17 日（金）午後 2 時開会

場所 今治市役所（本館 2 階） 序議室

|           |   |        |
|-----------|---|--------|
| 1 出席委員    | 羽藤 美代子委員、小山田 憲正委員、三宅 純枝委員、木本 真委員、菅 拓也委員、宮崎 卓爾委員、鴨頭 隆志委員、正岡 節子委員、榎原 正紀委員、井関 浩一委員、片上 修二郎委員、壺内 宗孝委員、津野 栄作委員  | 計 13 人 |
| 2 欠席委員    | 村上 恵子委員   | 計 1 人  |
| 3 理事者・事務局 | 菅 良二市長、白石 卓夫市民環境部長、越智 洋子保険年金課長、藤野 国広保険年金課長補佐、竹中 康浩国民健康保険係長  |        |
| 開 会       |   |        |
| 課長補佐      | どうもお待たせいたしました。<br>ご案内の時刻がまいりましたので、ただ今から今治市国民健康保険運営協議会を開会いたします。<br>ただ今、出席の委員は、13 名でございまして定足数に達しております。<br>開会にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。  |        |
| 市 長       | 皆さん、こんにちは。大変お忙しい皆様方にこうしてお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。<br>ご承知のとおり、国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることのできる国民皆保険制度のなかで、大変重要な役割を果たしております。<br>現在、各市町村で運営しております国民健康保険は平成 30 年度の都道府県単位化まで余すところ約 1 年となりましたが、愛媛県におきましても、新制度の円滑な施行に向けて、県と県内の市町の間で協議を進めているところでございます。<br>さて、本市の国民健康保険の状況でございますが、毎年、加入者が減少する一方で、1 人当たりの医療費は増加を続 |        |

けており、厳しい状況に変わりはございません。

平成 28 年度決算では、医療費の伸びが当初の見込みを下回り、前期高齢者交付金や国の保険者支援制度により充分な財源が確保されたことにより、平成 29 年度へ一定の繰越金が見込める状況となっております。

本日は、1人当たりの医療費の伸びや平成 28 年度決算において見込まれる繰越金の状況などを踏まえて、「平成 29 年度今治市国民健康保険税について」 諒問させていただいております。

詳細につきましては後ほど事務局より説明させますが、委員の皆様方におかれましては十分ご審議いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、現在委員の皆様方の任期につきましては、この 5 月末までとなっております。次期委員の改選につきましても、引き続きご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、今後とも、今治市の国民健康保険事業の健全な運営につきまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひします。

課長補佐

ありがとうございました。

それでは、先に資料の確認をお願いいたします。「今治市国民健康保険運営協議会次第」、「配席図」、先日送付いたしました「今治市国民健康保険運営協議会資料」、「国民健康保険の事業概要」、「今治市国民健康保険医療費の状況」、また、本日配布の「国民健康保険県単位化制度改革について」でございます。

以上、資料はそろっておりますでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、平成 29 年 4 月に委員の委嘱替えがございましたので、新しい委員の方をご紹介させていただきます。

「国民健康保険の事業概要」の 1 ページをご覧ください。

まず、保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、今治市歯科医師会長 宮崎卓爾委員でございます。

|      |   |
|------|---|
| 宮崎委員 | 宮崎です。よろしくお願ひいたします。  |
| 課長補佐 | 宮崎委員には、前任の國延明正委員の後任として、お願いするものでございます。   |
| 課長補佐 | 同じく、保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、愛媛県薬剤師会今治支部長 鳴頭隆志委員でございます。   |
| 鳴頭委員 | 鳴頭です。よろしくお願ひいたします。  |
| 課長補佐 | 鳴頭委員には、前任の青野誠司委員の後任として、お願いするものでございます。   |
| 課長補佐 | 次に、公益を代表する委員として、東予地方局健康福祉環境部長 井関浩一委員でございます。   |
| 井関委員 | 井関です。よろしくお願ひいたします。  |
| 課長補佐 | 井関委員には、前任の山本亜紀子委員の後任として、お願いするものでございます。  |
| 課長補佐 | なお、本日は被保険者を代表する委員の村上恵子委員から所用のためご欠席との連絡をいただいておりますのでご報告いたします。   |
| 課長補佐 | 続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。<br>まず、白石卓夫市民環境部長でございます。そして、越智洋子保険年金課長でございます。そして、竹中康浩国民健康保険係長でございます。最後に、私、保険年金課課長補佐の藤野国広でございます。よろ |

しくお願ひいたします。以上で、紹介を終わらせていただきます。  
恐れ入りますが、市長は公務のため、ここで退席となりますことをご了承いただきたいと思います。

【市長退席】

課長補佐 それでは、本協議会の議事進行につきましては、会長が議長を努めることになっておりますので、片上・会長にお願いいたします。

会長 議長 早速議事に入ることにいたしますが、はじめに、本日の会議の議事録署名委員を指名いたします。私、議長のほか2名として、三宅委員さん、それから菅委員さんにお願いしたらと思います。よろしくお願ひします。  
それでは、議題（1）平成29年度今治市国民健康保険税について、事務局より説明をお願いします。

越智課長 はい。それでは、協議会資料の1ページをお開きください。  
今回諮問いたしております議題（1）平成29年度今治市国民健康保険税について、でございます。  
保険税率については、現行税率を据え置くこととしたいと考えております。  
平成28年度決算見込みにより、29年度へ繰越金3億5,000万円を充当することができる見込みとなりましたので、  
29年度も据え置こうとするものでございます。

その28年度決算見込みにつきまして、同じ資料の5ページに掲載しておりますので、開けていただけますでしょうか。その5ページの右下の方をご覧ください。歳入決算見込額237億7,715万4,752円に対しまして、歳出決算見込額231億2,244万3,882円で、6億5,400万円以上が繰越金として確保できる見通しとなっております。ただし、これから国庫支出金償還金として約1億6,500万円は確保しておかなくてはならないため、最終的には一番下の約4億8,900万円が財源として留保できる額になります。この約4億8,900万円のうち3億5,000万円を保険税据置きの財源とするものでございます。

なお、現行税率は平成 25 年度に改定されて以来、29 年度で 5 年目となります。

それでは、最初の 1 ページに戻ってください。

下段になりますが、保険税率を据え置いた場合の一般被保険者 1 人当たりの保険税調定額でございます。

平成 28 年中の所得などをもとに現行税率で算定した平成 29 年度の 1 人当たりは、表のとおりになります。

医療分 59,248 円、後期高齢者支援金分 16,043 円、介護納付金分 16,333 円で、介護納付金分は 40 歳以上の方だけが納付対象のため参考ではございますが合計で 91,624 円。当初予算の 102,621 円と比べまして、10,997 円の減額となっております。当初予算では繰越金を 1 千円しか見込んでおりませんでしたので、3 億 5,000 万円の繰越金の充当により減額できるものでございます。

同じ資料の 2 ページをお願いします。

一般被保険者 1 人当たり保険税調定額を、平成 28 年 6 月補正後と比較しております。一番下の参考合計で、29 年度が 91,624 円、28 年度が 91,216 円で 408 円の差になっております。

続いて、次の 3 ページをお願いします。

6 月補正予算案の説明でございます。

まず、歳出ですが、国等からの通知による洗い替えです。

後期高齢者支援金について 690 万 4 千円の減額、介護納付金について 741 万 1 千円の減額、前期高齢者納付金については 7 万 6 千円の増額補正です。いずれも財源は、右の内訳のとおりです。

次に、歳入ですが、6 款の前期高齢者交付金につきまして、国等からの通知により、432 万 9 千円の増額補正です。この前期高齢者交付金と先ほどの歳出補正分を併せまして、その他の財源の組替えをそれぞれ行っております。

次に、保険税率を据え置くための措置でございます。一番下の行にありますように、留保財源として確保できる見込みの約 4 億 8,900 万円のうち、3 億 5,000 万円を充当し、保険税率を据え置こうとするものです。繰越金を 3 億 5,000 万円増額、そして、一般被保険者国民健康保険税を 3 億 4,219 万 9 千円の減額、退職被保険者等国民健康保険税を 780 万 1 千円の減額となっております。

続きまして、4 ページをご覧ください。

先ほどの3ページの増額、減額の科目について、それぞれ増減しますとこちらの6月補正予算案になります。

6月補正予算案については以上でございますが、ここで、平成28年度の決算状況を国保の現状も含めて、大きく2点に分けて、もう少し説明させていただきたいと思います。

こちらの縦長の資料「国保の事業概要」の4ページ、それと横長の資料「医療費の状況」の3ページの両方を開けていただけますでしょうか。

それでは、1点目の説明になります。まず、こちらの縦長の資料が世帯数及び被保険者数の推移です。表にありますように、毎年減少を続け、昨年度は1年間の平均で44,303人でしたが、27年度の46,605人から約2,300人も減少しました。理由ですが、毎月75歳になった人が後期高齢者医療に移り国保から抜けていきます。このほか、人口減少の影響で若年世代の人口そのものが少なくなってきたこと、そして、さらに昨年は10月から短時間労働者への被用者保険適用が拡大されたために、パート従業員の方など働く世代の方が被用者保険に移っていました。こうして国保に加入する若い世代の人が少なくなる一方で、いわゆる団塊の世代の人が65歳から74歳までの前期高齢者になっていて、被保険者数全体に占める割合が約44%になり、年々その割合も高くなっています。これは、今治だけではなく、全国的に国保の傾向となっております。ここで、横長の資料の赤の棒グラフをご覧ください。右端の65歳～69歳と70歳～74歳の合計が前期高齢者分の医療費になります。人数も多く、医療の必要性も高まりますので、全体のうち多くを占めていることがわかります。28年度は医療費全体の約59%を占めていて、この割合も年々高くなっています。

続きまして、本日お配りしました横長（色刷り）の一枚ものの資料（県単位化制度改革について）を出していただけますでしょうか。この資料全体は本日の議題（3）その他として後ほど説明させていただきますが、その表の左下、緑の楕円の国保の財源というところをご覧ください。

先ほどから、65歳～74歳の前期高齢者の占める割合が高いという話をしておりますが、実はこの前期高齢者にかかった医療費については、この図のピンク色の部分の「前期高齢者交付金」で支援していただいております。前期高齢者交付金は、健保組合、共済組合、協会けんぽ、市町村国保などすべての保険者が拠出金を出し、全国平均の前期高齢者加入率より加入率の高い市町村国保に交付金が支払われています。つまり被用者保険が国保の財政支援をしてくれているのです。28年度はピンクの部分が全体の約25.5%となっております。この運営協議会にも被用者保険代表として、

けんぽ協会愛媛支部より壇内委員さん、来島どく健保組合より津野委員さんに入っていたいておりますが、被用者保険にとって、高齢者医療への支援が運営を圧迫しているという報道も目にしております。国保としましては、医療費の適正化に今後も努めていかなければと思っております。

2点目の説明です。同じ資料の今度は黄色の部分の保険税をみてください。歳入のうち保険税の占める割合は約14.6%であり、この他は水色で示された国・薄茶色で示された県・オレンジ色で示された市といつたわゆる公費も入っています。黄色の部分に埋め込むように国・県・市を示す色塗りがされていますが、これは低所得者の保険料軽減分を国・県・市が財政支援していることを表しています。平成27年度からこの国・県・市による財政支援が大幅に拡大されて年間で2億円以上投入されております。つまり、この図の黄色以外の部分が拡大してきたために、保険税でまかなかわなくてはならない額が抑えられ、29年度も税率を何とか据え置きできる見通しとなっております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長 議長 はい。それでは、審議に入ります。ただ今の説明に対し、ご質疑、ご意見はございませんか。

(委 員) (意見なし)

会長 議長 別に意見もないようでございますので、平成29年度今治市国民健康保険税については諮問のとおり税率を据え置くということで承認されたものとしてよろしいでしょうか。

(委 員) (拍手)

会長 議長 それでは、次の議題（2）報告事項について、事務局より説明をお願いします。

|       |   |
|-------|---|
| 越智課長  | <p>それでは、先ほどの協議会資料の最後の 6 ページをお開きください。</p> <p>議題（2）報告事項、今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、でございます。</p> <p>平成 29 年 3 月 31 日に公布されました地方税法施行令の改正に伴い、同日、専決させていただいたものでございます。</p> <p>改正内容は、軽減判定所得の見直しです。低所得者に対する軽減措置は所得に応じて均等割と平等割を 7 割、 5 割、 2 割の軽減をしますが、その対象世帯を拡大するため所得の判定基準（額）を引き上げるものです。</p> <p>33 万円の基準額に世帯人数 1 人当たりの加算額で判定しますが、 5 割軽減についてその 1 人当たりの加算額を 26 万 5 千円から 27 万円に、 2 割軽減について 48 万円から 49 万円に、それぞれ引き上げるものでございます。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひします。</p> |
| 会長 議長 | <p>それでは、ただ今の説明について、ご質問はありませんか。</p>  |
| (委 員) | <p>(質問なし)</p>   |
| 会長 議長 | <p>ご意見もないようでございますので、最後に、議題（3）その他について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 越智課長  | <p>それでは、議題（3）その他として、国民健康保険県単位化制度改正について説明をさせていただきます。こちらの 1 枚ものの資料をお願いします。</p> <p>国民健康保険法が平成 27 年 5 月に改正され、平成 30 年 4 月 1 日から県単位で運営されることとなりました。法律改正まで何年もかけて様々な議論がされてきましたが、法律の施行まであと 1 年を切った段階でお示しできるものがようやく少し決まりましたので、説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、資料の上から 2 行目ですが、被保険者とはと言う定義が載っております。読ませていただきます。「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と改正されました。現在の法律では「市町村の区域内に住所を有する者は」となっておりますので、市や町ごとの国保</p>                             |

になっています。これが30年4月1日からは「愛媛県内に住所がある者」となりますので、「県単位」ということになります。こちらの表の水色の楕円を見てください。ひとつ例を作つてみました。松山市に住所のある方が30年10月1日で社会保険を喪失しますと、その日から松山市国保ではなく「愛媛県国民健康保険」の資格を取得します。新しく「適用開始年月日」というものができる、「愛媛県国民健康保険」の松山市での適用は資格を取得した日と同じ30年10月1日ということになります。

その方が12月8日に今治市に転入しても、保険資格自体は「愛媛県国民健康保険」で変わりません。ただし、今治市での適用開始は転入日の12月8日ということになり、同じ日で松山市の適用は終了します。右の黄色の楕円、被保険者証の案をご覧ください。名称が愛媛県国民健康保険被保険者証となります。保険証の交付は住所のある市や町がします。先ほどの例ですと、今治市に転入することにより、適用開始年月日欄が30年12月8日となり、交付者が今治市となります。

なお、制度改革に向けて、愛媛県や愛媛県内の20の市町で様々な協議をして事務の取扱いを統一できるところはしてきております。その協議の中で、更新日を毎年8月1日にすることに固まつてきております。最終決定はまだですが、被保険者の方や医療機関へ影響があることですので、委員の皆様にはこの場でお示ししておきたいと思います。8月更新になると、何がいいかと言うと、70歳以上の方にお出ししている「負担割合を記載している高齢受給者証」を保険証とひとつにして、保険証の中に負担割合を記載することができます。医療機関の窓口で保険証だけを見せればよくなりますので、改正していきたいと思います。

では、資料の上から3行目に戻りまして、「なぜ県単位化にするのか」ということです。28年度決算のところでも説明させていただいたように、国保の被保険者は全国どこの自治体も今治市と同じ理由で減り続けております。愛媛県内では、今治市は2番目の被保険者数といえども、毎年2,000人も減っていますので、今後も規模が小さくなっていくことは避けられません。規模が小さくなりますと、高額な医療費がかかる人がいた場合に「その財政規模では賄えなくなる」というリスクを負うことになります。現在の制度でも愛媛県内の国保同士が高額医療費の共同事業として拠出金を出し合い助け合っているように、県単位化によって財政規模を大きくし安定した運営を目指すものです。

次に、30年4月1日からどう変わるかですが、目に見えるかたちでは保険証が変わります。しかし、被保険者の皆様

には、これまでどおり、今治市が国保税の納付をお願いし、資格の取得や喪失の届出を受け付けし、高額療養費の支払いや特定健診等の保健事業を引き続き行います。

ただし、資料の上から 6 行目にありますように「愛媛県と県内全市町が国保の保険者となり共同で運営する。県が財政運営の責任主体。給付に必要な費用を全額、市町に支払う（「保険給付費等交付金」の交付）。」とあります。右下のオレンジの楕円、財政運営をご覧ください。①として、「愛媛県は療養の給付等に必要な費用を市町ごとに計算して、国保事業費納付金としてこれだけ納付してください」という金額を提示します。②として、提示されました 20 の市町はそれが納付金を保険税で集めるにはどれくらいの税率にすればいいかを決定し、被保険者の方に納めていただくことになります。緑の矢印で示された「国保事業費納付金」やピンクの矢印で示している「保険給付費等交付金」の算定の細かなルールや事務の詳細を現在も県と 20 の市町で協議中で、一昨日も第 8 回の連携会議があったところです。

今後は国から計算に必要な係数が示されたり、引き続き県と市町の協議を進めることによって、この資料の一番下にございますように、様々な事項が 12 月に「愛媛県国民健康保険運営方針」として決定される予定です。委員の皆様には年末の大変ご多忙のなか申し訳ありませんが、年内に第 2 回の運営協議会を開催させていただく予定でございます。このときに、国保税の算定方法などご審議いただきたいこともございますし、本日お示しできなかった事務の詳細のご説明もさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長 議長

はい。ただ今の説明に対しまして、ご質疑はありますか。

菅 委員

医療機関にお金が 2 か月遅れて入るのは、今までどおり今治市からになるのですか。

越智課長

まだ、決定していません。

今治市から国保連合会経由で医療機関にお支払いするというのが基本のルールなんんですけど、お金のほうが非常に行ったり来たりの流れになりますので、愛媛県のほうから国保連合会に直接支払いができるようなルールも国から示され

ております。今後の協議で恐らくそちらの方向に固まるのではないかと思いますけれども、現在のところ決定ではございません。

宮崎委員 保険料率は、市町ごとに県単位化しても変わることですか。

越智課長 実は、県単位でいろいろ話をしておりますと、47都道府県のうちひとつかふたつは30年度から統一しますよというところもあるみたいです。

愛媛県では、当面はやはりそれぞれの自治体の状況もありますので、必要な保険料（納付金）の算定は20市町の状況に任せられているということで、統一するという話は出ておりません。

津野委員 保険証は、住所が変わるたびに発行されるということですか。

越智課長 保険証の発行は、住所地のあるところになります。県外に出ますと県外で別になりますけど、同じ愛媛県内でも住所地の市町で発行することになります。

三宅委員 使うほうの立場から言うと、別に今までどおり同じということですか。

越智課長 保険証の期限だけが若干変わってきますけど、保険証の使い方とか市役所とのやり取りは同じになっております。

三宅委員 (私のほうが) 初めて分かったんですけど、市民の方に知らせるのは。

越智課長 まず先にこういうふうな形で委員さんにお示ししたうえで、ホームページとか、7月に保険税のお知らせをする時にチラシとかの準備をしようと思っています。

|      |  |
|------|--|
| 宮崎委員 | 高齢者の自己負担の2割とか3割とかありますけど、これは、保険証を8月に発行するということですけども、その時点で自己負担割合が変わると思ってよろしいですか。  |
| 越智課長 | <p>はい、そうです。</p> <p>付け加えさせていただいてもよろしいでしょうか。保険証は今4月更新ですが、高齢受給者証は8月更新なんです。なぜかと言うと、前年の所得でもって2割とか3割の判定をします。どうしても、8月じゃないと間に合わないんです。保険証のほうを8月にすることによって、一体化という言い方をしているんですけど、高齢受給者証と一体化したものができます。30年8月には間に合わないんですけど、31年8月からは一体化したものにできるようにシステムとかを改修していきたいと思っています。</p> |
| 津野委員 | 高額療養費の取扱いは、今までどおり市町村のほうで。  |
| 越智課長 | 被用者保険の方も国保の方も今までどおりです。   |
| 鴨頭委員 | 社会保険の方で、退職したりして、資格喪失後の受診の方が時たまおられるんですけど、国民健康保険と社会保険との資格喪失したときの連携はうまくいかないものでしょうか。   |
| 越智課長 | <p>連携というのが、マイナンバーとかが本当にうまくいくとそれで一括管理ができるんだと思うのですけど、なかなか、この県単位化のためにそれがすごく便利になるとかって言う話ではないようなので私どもも悩ましいところです。</p> <p>あまり変わりはないようでございます。</p>  |
| 菅委員  | 国保に加入している人たちの中で、保険料の未納率は各市町村で変わったりするのですか。  |

|      |   |
|------|---|
| 課長補佐 | 変わります。<br>平成 27 年度ですが、今治市は 93.8% で、松山市は約 91% でした。今治よりも小規模のところにいくとそれより高い率になる。全国的にみても、都会（市部）のほうが低くて、地方（町村部）のほうが高い。  |
| 菅委員  | 財政規模を大きくしたほうが安定化するということは、都会のほうが安定化するということですか。   |
| 越智課長 | この表の国保の財源のところにもありますように、公費も入ってきていますので、保険税がすごくウェートを占めているわけではありません。どうしても保険税の徴収の状況が違うので、低いところの分まで賄わないかんのじゃないか、不安に思ってしまうところです。徴収率が高いところと低いところが同じというわけにはいきませんので、県のほうが納付金を決定するときに、市町ごとの状況で決定するというところで県と市町の間で細かなルールがまだ決まりきっていないところです。 |
| 課長補佐 | 先ほど課長が申しましたように、国保事業費納付金ですが、各市町の医療費水準とか所得水準によっていろんな係数を用いまして計算することになっております。また、県内での今治市の状況ですが、先ほど皆さんにお配りした資料の「医療費の状況」の 2 ページになるんですが、市の中では今治市の医療費は低いほうから 4 番目となっております。県内の中でも、医療費が特別に高いというわけではありません。                                |
| 津野委員 | 資料の「国保の事業概要」の 3 ページの保険税徴収率のところで、滞納繰越分はいくらあるのですか。  |
| 課長補佐 | 平成 28 年度末に繰り越された保険税の滞納繰越分ですが、調定額で約 7 億 7,700 万円となっています。   |
| 宮崎委員 | 滞納分は、資料の「国保の事業概要」の 5 ページの表には出てこないのでしょうか。  |

|      |   |
|------|---|
| 課長補佐 | 滞納繰越分の予算も入っているので、この表ではわからない。予算は保険税の一般分と退職分に分かれていて、その中に現年分と過年度分（滞納繰越分）の予算が含まれたものになっております。                  |
| 菅委員  | 国保って、ずっとお金を払ってなくても、病気になって医療機関を受診して、最初は自費でこれから国保を申し込みますからということで、ちょっとだけお金を払つたら同様にできるんですね。                   |
| 越智課長 | 同様というのが、保険証については、完納されている方には翌年3月までの1年証が出るんですけど、払っていない方には1か月とか3か月の短期証といったかたちで期限が切れるときにはまたご納付いただいてということで。    |
| 菅委員  | ずっと払って使ってなくて払っている人と、ずっと払ってなくてちょっとだけ払っている人が同じになるのは不公平なような気がするのですが。これは根本的な話になるんですが。                         |
| 越智課長 | そこが最後の砦といわれる国民健康保険のつらいとこなんですけれども。   |
| 三宅委員 | 滞納している人には、督促とかしてるんですか。  |
| 越智課長 | 納税課のほうでしております。また、滞納している方には、保険証が3月の中頃に自動的には送られません。はがきをお送りするようになっております。                                     |
| 三宅委員 | 戸別訪問とかはするんですか。  |
| 越智課長 | 案件によりましたら、納税課の職員が徴収に行っております。ひどくなりますと、差押えとか県の滞納整理機構への移管とかもあります。収納のほうも頑張ってはおりますけども、やはり全部ご納付いただいている方には納得できない |

|       |   |
|-------|---|
|       | ところもあると思います。  |
| 会長 議長 | だいたい意見も出たようでございますので、諮問を受けました「平成 29 年度今治市国民健康保険税について」は先ほど承認を得ましたとおり税率を据え置くと答申いたしたいと思います。<br>答申書の作成につきましては、時間の都合上、私に一任させていただきたいと思いますが、ご了承いただけましょうか。 |
| (委 員) | (拍手)  |
| 会長 議長 | それでは、そのように決定させていただきます。誠にありがとうございました。  |
| 越智課長  | 本日は、どうもありがとうございます。  |
| 会長 議長 | 以上をもちまして、協議会を終了いたします。<br>ご協力ありがとうございました。  |
| 閉 会   | 午後 2 時 50 分   |